

はじめに

この手引書は、医療法人制度の概要と医療法人の設立手続等について概説したもので、病院・診療所・介護老人保健施設等を開設する医療法人を設立する方を対象として作成しています。

東京都以外の道府県に主たる事務所を置く医療法人を設立するときは、その道府県の知事が認可権者となりますので、その道府県庁の窓口へお問合せください。

※ 医療法人設立の手引は、東京都福祉保健局医療政策部医療安全課のホームページにも掲載されています。

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/hojin/index.html>